

入 札 公 告

いずみ総合公園町民野球場改修工事について、下記のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本案件は、自治令第167条の5の2の規定に基づき入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、当該入札参加資格を有する者により当該入札を行わせる一般競争入札において、入札参加資格の審査を開札後に行うものである。

令和8年7月3日

大泉町長 村 山 俊 明

記

1 工事担当課

〒370-0595

群馬県邑楽郡大泉町日の出51番1号

大泉町役場2階 都市建設部 都市整備課

電話 0276-63-3111 内線 219

2 工事概要等

- (1) 工事番号 ③
- (2) 工 事 名 いずみ総合公園町民野球場改修工事
- (3) 工事場所 大泉町 丘山50番1号 地内
- (4) 工事概要

【対象施設】いずみ総合公園町民野球場

・建設年度：平成4年度、鉄骨鉄筋コンクリート造、1987.1㎡

【工事内容】

- ・スコアード改修
- ・スタンドベンチ改修
- ・外野フェンスラバー改修
- ・ベンチ柵保護クッション設置
- ・放送設備改修

- (5) 工 期 約7ヶ月間(大泉町議会議決の日～令和9年3月)
- (6) 予定価格及び最低制限価格
予定価格 金253,450,000円（消費税抜き）
最低制限価格 設定する

3 入札参加形態

単体もしくは特定建設工事共同企業体による参加

4 条件付き一般競争入札（事後審査型）に参加する者に必要な資格

この公告の工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）に参加できる者は、大泉町の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、入札の公告の日から開札の日までの期間にわたり、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 自治令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 大泉町契約規則（平成18年大泉町規則第6号）第3条第1項の規定に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成12年大泉町告示第19号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 2で示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係、その他入札の適正さが阻害されると認められる場合がないこと。
- (7) 単体又は共同企業体の構成員は、大泉町の令和8・9年度建設工事入札参加資格者名簿で、建築一式工事の格付けがA等級の者であること。
- (8) 単体又は共同企業体の構成員は、下請契約の総額が8,000万円以上となる場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けた者であること。
- (9) 単体又は共同企業体の代表者は、公告の日から過去10年間にこの公告の工事と同種の工事について、単体又は共同企業体の構成員（出資比率30%以上に限る）として請負金額1億円以上の施工実績（施工中のものを除く。）を有すること。

※ 同種の工事とは、国または地方公共団体が発注した工事で、建築一式とする。

- (10) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者（一級建築施工管理技士で、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けており、かつ申請日前3ヵ月以上継続して雇用している者に限る。）を専任で配置できること。
- (11) 単体又は共同企業体の構成員は、太田市、館林市、邑楽郡（大泉町、邑楽町、千代田町、明和町、板倉町）に建設業法上に基づく本店又は支店、営業所を有する者であること。

※(2)、(3)においては、営業の譲渡を受けた者で、営業を譲渡した者が、入札参加制限、指名停止措置等を受けていた場合は、それらの措置を引き継ぐものとする。

5 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体）に必要な資格

この公告に係る工事の条件付き一般競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体は、構成員が4に示す要件及び次に掲げる条件を全て満たし、かつ、本町による当該対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体は自主結成とし、構成員の数は2者とする。
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件については、大泉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成26年大泉町告示第1号）第7条第1項の規定を満たすものとする。

(3) 出資比率は、30%以上とする。

なお、共同企業体名は「企業名・企業名いずみ総合公園町民野球場改修工事共同企業体」とする。

(4) 特定建設工事共同企業体の代表者の選定にあたっては、構成員の中で出資比率が最大（同比率である場合を含む。）の構成員とする。

(5) 特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、この公告の工事について、同時に2以上の特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。

6 入札説明書の配布期間及び方法

(1) 配布期間 令和8年7月3日（金）から同月27日（月）までの毎日

(2) 配布方法 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

7 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間 令和8年7月3日（金）から同月22日（水）までの毎日

午前9時から午後4時まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までの時間を除く。）

(2) 提出場所 〒370-0595

群馬県邑楽郡大泉町日の出51番1号

大泉町役場2階 企画部 財産管理課

電話 0276-63-3111 内線 202

(3) 提出方法 申請書及び資料は、直接持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。

また、上記期間中にぐんま電子入札共同システムへの入力も行うこと。

8 入札手続

(1) 入札開始日時 令和8年7月23日（木） 午前9時

(2) 入札書提出締切日時 令和8年7月27日（月） 午後4時

(3) 内訳書開封予定日時 令和8年7月28日（火） 午前10時

(4) 開札予定日時 令和8年7月28日（火） 午後2時

(5) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札

9 入札保証金

免除

10 その他

(1) 本公告に示した入札参加資格のない者、入札に関する条件に違反した者、その他の大泉町契約規則第6条各号に掲げる者のした入札は、無効とする。

(2) 本公告の係る工事請負契約については、大泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年大泉町条例第1号）第2条の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に該当するので、建設工事請負仮契約書を作成し、当該契約に係る議会の議決がなされたとき、作成された仮契約書

を本契約に基づく契約書とみなす。なお、大泉町議会の議決が得られなかった場合、仮契約は無効となり、契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても大泉町は一切の責めを負わない。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 **1** と同じ。